

JOMSA note ガイドライン

第1条 目的

本ガイドラインは、JOMSA note に掲載される記事の執筆、掲載、利用および著作権の取り扱いについて基本的な考え方を定めることを目的とする。

第2条 JOMSA note の位置づけ

JOMSA note は、オペレーションズ・マネジメント&ストラテジー学会（JOMSA）が公式に運営する広報・社会発信プラットフォームである。

JOMSA note は、オペレーションズ・マネジメント（OM）および関連分野に関する知見を広く社会へ発信し、学術研究と実務・社会との橋渡しを行うことを目的とした情報発信媒体として運営する。

JOMSA note は、note 株式会社が提供するプラットフォーム「note」上で運営する。その利用にあたっては、本ガイドラインのほか、note 株式会社が定める利用規約その他の規約等を遵守するものとする。

JOMSA note では、有料記事の販売およびサポート（投げ銭）その他の課金機能は利用せず、すべての記事が無償で公開する。

第3条 執筆者の表示及び報酬

JOMSA note の記事は、研究者、実務家、編集部その他の執筆者によって執筆される。記事ごとに執筆者を明示することを原則とする。

JOMSA note への記事の執筆は無償とし、JOMSA は執筆者に対して原稿料その他の報酬を支払わない。ただし、別途定める場合は、この限りでない。

第4条 記事内容に関する責任等

記事中の見解、意見および解釈は原則として執筆者個人に帰属する。

JOMSA note に掲載された記事は、別途明示される場合を除き、JOMSA の公式見解を示すものではない。

執筆者は、自らの記事の内容が、法令に違反せず、かつ第三者の著作権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害しないことについて責任を負う。

記事の内容に起因して第三者との間に苦情、請求または紛争が生じた場合、執筆者は、JOMSA と協力して、自らの責任においてその解決にあたるものとする。

第6条に基づく編集部の確認は、記事の内容に関する執筆者の責任を免れさせるものではない。

第 5 条 著作権

JOMSA note に掲載された記事の著作権は、原則として各記事の執筆者または正当な権利者に帰属する。

共同執筆記事については、執筆者間で著作権の取り扱いを事前に確認するものとする。

執筆者は、第三者の著作物（図表、写真、イラスト等）を利用する場合、自らの責任において必要な許諾を得るものとする。

第 6 条 掲載許諾および編集等

執筆者は、自らが著作権を有する記事について、JOMSA に対し、非独占的に、JOMSA note への掲載ならびに JOMSA による広報活動（学会ホームページ、SNS、メール配信等を含む）に必要な範囲での利用を許諾するものとする。

JOMSA は、当該記事を JOMSA note 上で公開し、必要な範囲で保存・表示することができる。

第 1 項の許諾は、記事が JOMSA note 上で公開されている期間中、有効とする。記事が削除その他の理由により公開を終了したときは、当該許諾は将来に向かって終了する。

前項にかかわらず、許諾終了の時点ですでに送信・配布され技術的に回収が困難なもの（送信済みのメール配信等）、および記録・保管のための複製については、この限りでない。

編集部は、媒体の趣旨および読者層に合わせるため、執筆者と協議の上で記事のタイトル、構成および表現等を調整することができる。

掲載にあたっては、編集部が JOMSA note の趣旨、公共性および社会的信頼性に配慮して内容を確認する。

第 7 条 二次利用

第 6 条の許諾が非独占的であることに基づき、執筆者は、自らが著作権を有する記事について、書籍、教材、プレプリント、学術論文、個人ウェブサイトその他の媒体において利用することができる。

その際、初出が JOMSA note であることを明記することを推奨する。

本条に基づく執筆者の利用は、第 6 条に基づく JOMSA の許諾に影響を及ぼさない。

第 8 条 引用・転載

第三者による引用は、著作権法の範囲内で認められる。

転載その他の利用については、著作権者の許諾を得るものとする。

転載に関する問い合わせの窓口は JOMSA 編集部とし、編集部は著作権者（執筆者）との連絡を取り次ぐものとする。

第 9 条 コメント機能の取り扱い

JOMSA note に設けられているコメント機能は、note 株式会社が提供する機能であり、学会への問い合わせその他の連絡は、JOMSA が別途定める方法により行うものとする。

JOMSA、編集部および執筆者は、投稿されたコメントに対する返信その他の対応を行う義務を負わない。

編集部は、法令若しくは公序良俗に反する内容、第三者の権利を侵害する内容、誹謗中傷、広告・勧誘その他 JOMSA note の運営上不適切と判断したコメントについて、予告なく削除その他必要な措置を講じることができる。

第 10 条 公開の停止等

編集部は、法令違反、第三者の権利侵害その他 JOMSA note の運営上やむを得ない事情がある場合、執筆者と協議の上、記事の公開停止、修正または削除を行うことができる。ただし、軽微な誤字脱字や表記統一等については、編集部が執筆者への事前確認なしに修正できる。また、緊急を要する場合その他執筆者との協議が困難な場合には、編集部の判断により一時的な公開停止その他必要な措置を講じることができる。前項により公開が終了したときは、第 6 条第 1 項の許諾は同条の定めに従い将来に向かって終了する。記事の公開停止・削除は、執筆者の著作権および第 7 条に基づく執筆者自身の利用には影響を及ぼさない。

第 11 条 共同企画等の取り扱い

座談会、インタビュー、編集部企画その他の記事については、必要に応じて別途取り扱いを定めることができる。

インタビュー、座談会その他取材対象者が登場する記事については、執筆者または編集部は、あらかじめ当該取材対象者から、その氏名、肖像、発言その他の個人情報、JOMSA note への掲載および JOMSA の広報活動に利用することについて、必要な許諾を得るものとする。

前項の許諾を得るにあたっては、取材対象者に対し、利用の目的、媒体および範囲を事前に明示するものとする。

第 12 条 改訂

本ガイドラインは、JOMSA note の運営状況に応じて、JOMSA 理事会の承認を経て改訂することができる。

附則

本ガイドラインは、2026 年 6 月 20 日に制定し、同日より適用する。